

# 長崎短期大学同窓会 朋友会 規約

## 第一章 総則

第一条 本会は朋友会と名称する

第二条 本会は会員間の互助親睦を図り、併せて母校発展に寄与すると共に社会奉仕事業をなすを目的とする

第三条 本会は左の事業を行う

- 一、同窓会名簿の発行
- 一、母校教育事業の援助
- 一、母校職員に対する謝意
- 一、物故会員の追悼会
- 一、その他必要と認めたる事業

第四条 本会は事務所を母校に置き、又必要に応じて各地に支部を置く

## 第二章 会員

第五条 本会は正会員・客員・顧問(名誉会長)を以て構成する

第六条 本会の正会員は長崎短期大学の卒業生で構成する但し中途退学、もしくは他校に転校したもので本校に一年以上在学したもので、本人の希望があれば理事会の承認を得て正会員とする

第七条 本会は母校現教職員並びに、本会に功労のある者を推し総会の承認を得て客員とする

第八条 在職学長は、本会の顧問(名誉会員)とし本会の重要事項の諮問に応ずる

第九条 会員は入会の際本籍・現住所・氏名及び職業等を本会に届け出なければならない  
その後、移動を生じた場合はその旨速やかに本会に通知しなければならない

## 第三章 役員及び理事

第十条 本会には左の役員を置く

- 一、会長 一名
- 二、副会長 二名
- 三、幹事 十名
- 四、事務局 二名
- 五、会計 二名
- 六、会計監査 二名
- 七、理事若干名(但し理事は各同期生の推薦に依り各三名と決定し、会長は之を委嘱する)

第十一条 役員の仕事は次の通りである

会長…本会を代理し会務を総理する

副会長…会長を補佐し、会長事故ある場合はその職務を代行する

幹事…本会に関する総ての記録を作成保管し、会員の閲覧を供する

事務局…同窓会の管理一般

会計…本会の金銭をすべて保管し、又理事会の承認した銀行にそれらの金銭を預金するものとする

会計は本会の各会合において、本会の財政状態を報告し、又いかなる会員の検査にも提供し得るようすべての記録を保管しておくべきものとする

第十二条 理事は一切の会務管理し、本会の代表として会長の諮問に応ずる理事及び会員間の連絡事務を掌する  
内一名は、会長の委嘱に依り会計事務を監督する

第十三条 役員及び理事の任期は、二ヶ年とし再任を妨げない欠員あるときは直ちに補充し、後任者の任期は前任者の残余の任期とする

第十四条 役員の選出方法は、会員から推薦により総会での承認を得る

## 第四章 会議

第十五条 本会の会議は、総会・理事会とする

第十六条 総会は本会の最高決議機関であり、毎年四月に会長、之を召集をする

但し、会長が必要と認めたる時は、理事会の承認を得て臨時総会を開くことができる

第十七条 本会の総会には、事務会計は現状を報告並びに議案も審議決定する

第十八条 理事会は必要に応じて会長、之を開催し、会務の運営について協議する

第十九条 本会には必要に応じて、理事会の決議により委員会を設置し、各種の事業を分担管理する

第二十条 各委員会の長、並びに委員は理事会が選任する理事でない委員も理事会に出席し、関係ある事項に発言できるが決定権はない

第二十一条 本会の会議における決議は、総て出席者の2/3以上の多数決による

## 第五章 会計

第二十二条 本会の費用は、会費基金の利子及び寄付金を以て之を充当する

第二十三条 正会員は、入会時迄に本会維持費として金五千円を納入しなければならない

第二十四条 総会の費用は出席会員の負担とする  
但しこの一部を維持費より補助する事もある

第二十五条 慶弔費は一親等以内金一万円(会長・副会長までとする)

第二十六条 会長・副会長には年間報酬を支給する

第二十七条 本会の会計年度は、三月十五日より三月十四日までとする

## 第六章 支部

第二十八条 本会の支部の役員は、本部の承認を得なければならない

第二十九条 各支部は、支部員の動勢を本部に報告しなければならない  
前項に移動を生じた時も之に準ずる

第三十条 支部費用は本部で一部負担することもある

## 第七章 附則

第三十一条 本会則改正は総会に於いて、会員出席数2/3以上の賛成を得なければならない

第三十二条 本会則を昭和四十五年二月一日より施行する(緊急時)  
第三十三条 緊急時は会長に一任する

本会則を昭和五十九年四月一日より施行する(一部改正)  
本会則を平成十七年四月一日より施行する(一部改正)  
本会則を平成三十年四月一日より施行する(一部改正)  
本会則を令和二年四月四日より施行する(一部改正)

以上